

安室東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本理念・定義・組織

2 未然防止

3 早期発見

4 早期対応

資料 いじめ早期発見のためのチェックリスト

5 ネット上のいじめへの対応

6 重大事態に対する取り組み

7 年間を通したいじめ問題に係る指導計画

1 いじめ問題に対する基本理念・定義・組織

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。

本校においても、いじめはどの子にも、どの学級にも起こり得るものであるという基本的認識のもと、児童が楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう、「姫路市立安室東小学校いじめ防止基本方針」を定め、学校・家庭・地域が一体となって継続的に、組織的に取り組んでいく。

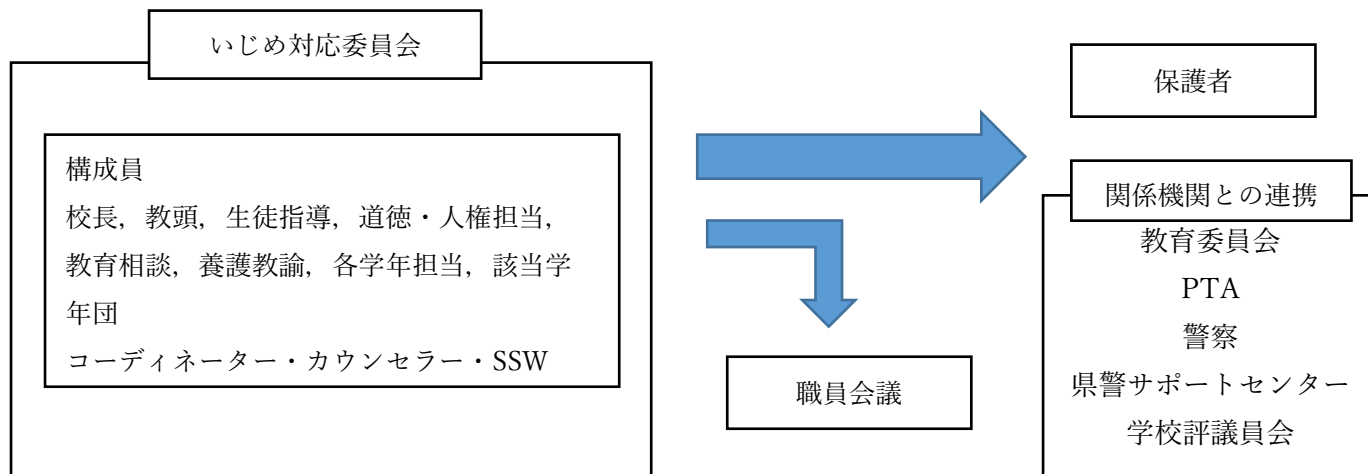
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

(2) いじめの基本認識

- いじめは、どの子どもにも、どの学級にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆（はやし立てる）、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者（無関心）も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。（兵庫県いじめ対応マニュアルより）

(3) 校内組織



生活指導委員会	いじめ対応委員会	具体的役割
毎月1回実施を原則 校長、教頭、生徒指導、 校外補導、特別支援教 育コーディネーター、 養護教諭、栄養教諭、 各学年生徒指導担当	いじめ認知時等随時実施 校長、教頭、生徒指導、道 徳・人権担当、教育相談、 養護教諭、各学年担当、 該当学年団	(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や年間指導 計画の作成 (イ) 具体的で実効性のある校内研修の計画 (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組 (エ) いじめが生じた際の組織的な対応 (オ) いじめ事案の事実関係を調査する母体 (カ) 保護者や地域社会へ情報提供 (キ) いじめの防止等についての取組の検証、改善等

2 未然防止

いじめを生まない土壌づくりのため、全教育活動のなかでいじめの未然防止に向けて取り組んでいく。

(1) 学級経営 認める・つながる集団づくり

(ア) 教師力の向上

- ・授業の中で伝え合い活動（対話）を積極的に取り入れる。
- ・子どもへの適切な言葉がけが子どもの自尊感情と仲間とのつながりを深める
人間形成的言葉がけ：もっとほっと
思考を深める言葉がけ：もっと Think Learn
学習に対する姿勢を促す言葉がけ：もっとちゃんと
- ・「教室はまちがうところだ」の絵本を全教室に配置し、読み聞かせを行うことで支持的風土の学級をつくる。

(イ) 自治能力の育成

- ・全校集会やわくわくタイム、ミニ集会といった異年齢交流の活動を多く取り入れ児童同士のつながりを深めるとともに達成感を味わわせ、自尊感情の高揚を図る。
- ・東っ子タイム設定し児童会活動や学級活動の時間を確保し、子供の自主的自治的活動を進め自分たちで課題を解決する力を育む。
- ・「ぼかぼか言葉」を増やしていく取り組みを通して、温かい言葉や行いは良好な人間関係を築くが、間違った言葉の使い方は人の心を大きく傷つけることに気づかせる。

(ウ) 学習環境の改善

- ・どの子にもやさしい学級づくりを目指すためUDの視点で教室環境の統一をしている。
- ・他学年の学びを見あえる掲示を工夫する。

(2) 同一步調でおこなう生活指導

- ・生活指導重点5項目（あいさつ 移動 そうじ 時間 整とん）ができるよう継続的に指導していく。
- ・小中一貫教育の取り組みである「安室っ子5つの約束」を実践する。

(3) 非認知能力の育成

- ・姫路学びタイムを活用して言語能力を育成する。
- ・集会を通して対人関係力を育む。
- ・ライフスキル教育を行い自尊感情を養う。

3 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

(1) 日常的な児童の観察

- ・休み時間や放課後，日記等を通して子どもたちを共感的に理解する
- ・「何か違う」小さな違和感を重視する
- ・集団の様子を常に見る
- ・日記や提出物，連絡帳等を通してこどもの様子をこまめに把握する
- ・養護教諭等担任外の教職員と情報共有をすすめ
- ・児童意識調査や学力学習状況調査質問紙の結果から把握
- ・チェックリストの活用（下記参照）

(2) 教育相談（学校カウンセリング）

- ・月に1回のスクールカウンセラーの活用
- ・安室中のスクールカウンセラーの活用
- ・安室中のスクールソーシャルワーカーの活用

(3) 保護者との信頼関係づくり

- ・日ごろから子どもの良さや学校での様子などを連絡帳や電話，学年・学級通信等を
- ・参観日やオープンスクール，学校行事等を利用し，保護者と積極的に交流する

(4) 定期的ないじめアンケート

- ・学期に1回はいじめアンケートの実施
- ・必要に応じて臨時にアンケートを実施

(5) 地域との連携 定期的に以下の会議に参加し情報を集める

- ・PTA 理事会，本部役員会
- ・学期に1回の学校評議員会
- ・民生児童委員との学期に1回の情報連絡会
- ・毎月の補導委員会
- ・児童センターとの情報連絡会

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている「集団」

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 学級やグループの中で、絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずら（消しゴム投げ、手紙回覧など）をする
- ☐ 教職員がいないとそうじがきちんとできない
- ☐ 靴箱が乱れていたりごみ箱があふれたりしている
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

「いじめられている」児童

● 日常の行動や表情の様子から

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 小さな物音にも敏感に反応する
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりしている
- ☐ おどおど・にやにや・にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わそうとしない
- ☐ 遅刻・欠席・早退が多くなる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる

● 授業中や休み時間の様子から

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしなかったりする
- ☐ 教職員がほめると、冷やかされたり陰口を言われたりする
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている

● 昼食の様子から

- ☐ 好きなものを他の子どもにあげている
- ☐ 教室で一人離れて食べている
- ☐ 昼食時になると一人教室から出ていく
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされている

● 清掃時の様子から

- ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- ☐ 一人離れて掃除をしている

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ ボタンがとれたりポケットが破れたりしている
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ けがが増える。また、その状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- ☐ 靴など持ち物の置き場所が勝手に変わっている
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

「いじめている」児童

- | | |
|---|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに教職員の機嫌をとる | ☐ 教職員によって態度を変える |
| ☐ 教師が近づくと集団が黙り込む | ☐ 教師が近づくと集団が分散する |
| ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う |
| ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする | ☐ 発言の中に差別意識が見られる |

4 早期対応

いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な組織的指導を行う。

①発生

連絡帳、電話による被害児童の保護者からの相談
日常生活での出来事から
被害児童からアンケート①、②の項目に「はい」の記述あり
児童からの相談（本人または周囲の児童）
児童を観察し気付いた事象

①管理職及び生徒指導に報告、いじめ対応委員会（1組織図参照）招集

②事実確認 複数の職員で聞き取りにあたることで即日対応する

※聞き取り内容は以下の4点を詳細に記録する

「いつ（期間）、どこで、何があったのか、どう感じているか」

③事実確認した内容を管理職及び生徒指導に共有する

※内容が児童によって違ったり、新たな事実が出たりする場合があるので、②を繰り返し行う場合がある。
最終的に整理できた部分を事実と考える。

④管理職が中心となって対応を決定する

⑤児童に指導・支援

- | | |
|------|--|
| 被害児童 | <ul style="list-style-type: none">・今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。・最後まで守ることを伝え解決できる希望を持たせる。 |
| 加害児童 | <ul style="list-style-type: none">・相手の苦しみや痛みに関心を寄せる指導を十分に行う。・心理的孤立感・疎外感を与えないよう配慮する。・「いじめは決して許されない行為である」ことを伝える。 |

周囲の児童 ・はやし立てたり面白がったりする行為も被害児童を傷つけていることを十分に理解させる。

無関係の児童 ・被害児童の心情を伝え、寄り添えるように支援する。

⑥被害・加害双方に家庭訪問し、事実報告し今後の対応を相談する

④、⑤について保護者に伝える。気を付けたいのは事実のみ報告するよう留意すること。そこから今後のことを伝える。

被害児童も保護者には、全力を挙げて子供を守ることを伝え、できることを相談する。

加害児童の保護者には、再度同様のことがないように家庭での対応をお願いするとともに子供理解の深化をすすめる。

⑦経過観察

被害・加害児童の様子をよく観察する。

保護者との連絡を密にし、児童の様子を知る。

状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。

⑧解決

3ヶ月の経過観察後、保護者に確認し解決とする。

5 ネット上のいじめへの対応

その匿名性や利便性により、誹謗中傷や誤情報の拡散など人権にかかわる問題が大いに心配されるところである。

(1) 未然防止のために

(ア) 家庭で行われるべきこと

- ・スマートフォンや携帯電話、パソコン等を使う場合のルール（使用場所・時間等）作り。
- ・保護者が、ネットの利便性とともな危険性（発信した情報はすぐに広がる・匿名であっても発信者は特定化のである・違法情報や有害情報が含まれている・犯罪に巻き込まれる可能性がある・一度発信した情報をすべて削除することは不可能である等）を認識し、子どもに適切な使用方法を教える。
- ・子どもの表情や行動等小さな変化を見のがさず、声をかけたり学校等関係機関に相談をする。

(イ) 学校でおこなう取り組み

- ・ネットの利便性とともな危険性（発信した情報はすぐに広がる・匿名であっても発信者は特定化のである・違法情報や有害情報が含まれている・犯罪に巻き込まれる可能性がある・一度発信した情報をすべて削除することは不可能である等）を教える。
- ・子どもたち向けにインターネット学習会を開催する。

(2) 不適切なネット利用を確認した時の対処

- ・被害の拡大を防ぐために関係機関（警察・法務局・相談窓口等）に相談をし、書き込みや画像の削除などを迅速に行う。
- ・保護者に連絡し、不適切な発信の確認と削除、家庭での管理を依頼する。
- ・スクールカウンセラーと連携し傷ついた心のケアを図る。
- ・加害児童へは、家庭と連携し継続的な見守りを行う。

6 重大事態に対する取り組み

(1) 重大事態とは

(ア) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた**疑い**があると認めるとき。

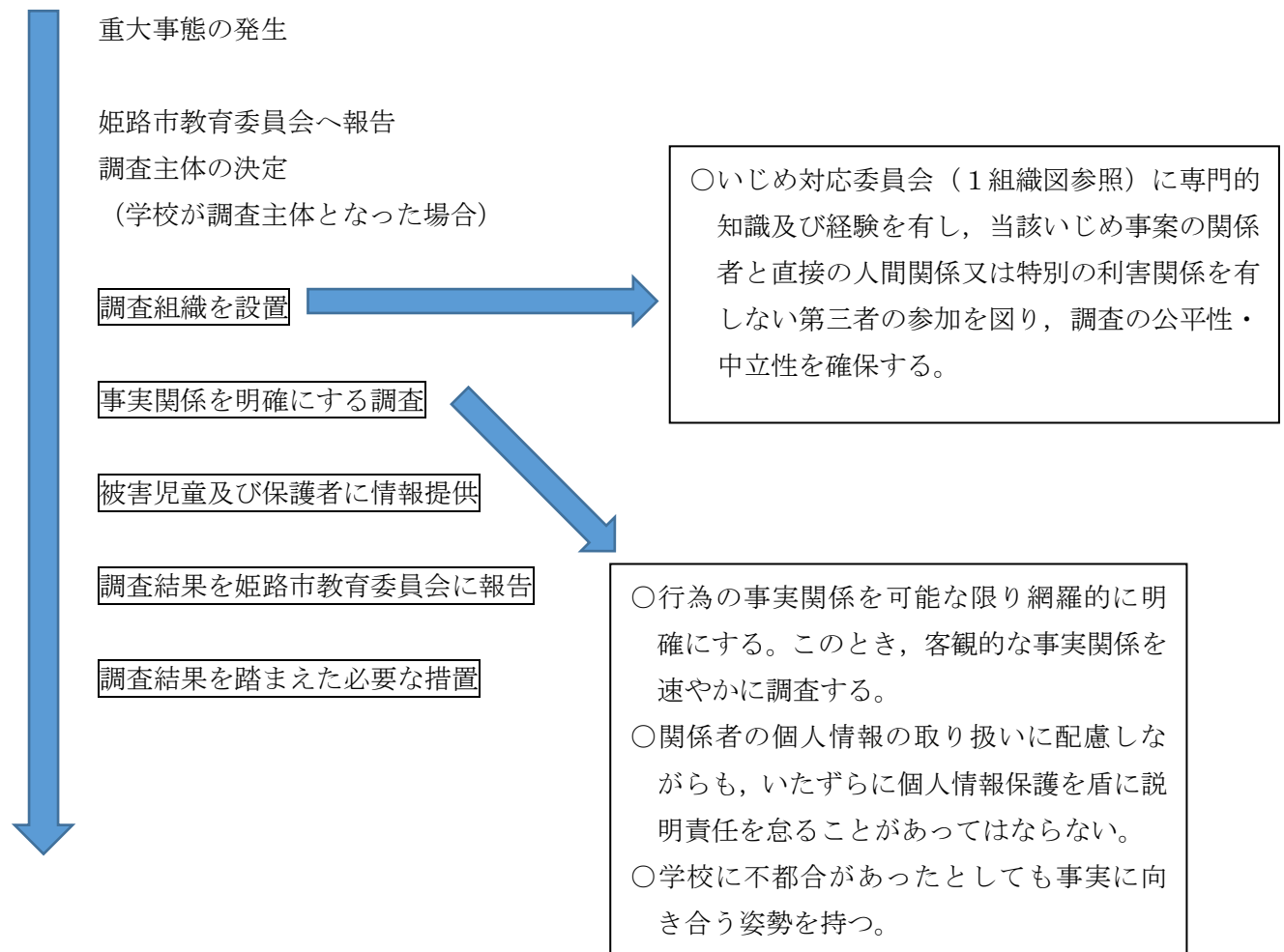
(イ) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑い**。(目安は年間30日とするが、一定期間連続して欠席している場合、迅速に調査を開始するものとする。)

＊ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという**申し立て**があったときを含む。

(2) 重大事態の事例

- ・ 児童が自殺を企図した
- ・ 金品等に重大な被害を被った
- ・ 身体に重大な傷害を負った
- ・ 精神性の疾患を発症した
- ・ わいせつな画像や誹謗中傷等をネット上で拡散された

(3) 重大事態への対応



7 年間を通したいじめ問題に係る指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
職員会議等	方針・計画立案 生活指導委員会 保護者への啓発	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会
未然防止	学級づくり			全校集会	校内研修（ＳＣ） いじめ防止キャン ペーン
早期発見・対応	校内支援委員会	校内支援委員会	校内支援委員会 いじめアンケート	個人懇談会	

	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月
職員会議	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会
未然防止				
早期発見・対応	校内支援委員会	校内支援委員会	いじめアンケート	個人懇談会

	1 月	2 月	3 月
職員会議	生活指導委員会	生活指導委員会	生活指導委員会
未然防止	全校集会		
早期発見・対応	校内支援委員会	いじめアンケート	